

教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた検討の方向性

(案)

【これまでの主な意見】

留意事項の整理方法について

- ✓ 教育分野における個人情報保護等のルール、ポリシーをガイドライン等の形で学校現場に示して、学校や教育委員会が安心・安全にデータ利活用に取り組めるようにすべき。
- ✓ 個人情報を取扱う学校・教育委員会や事業者、委託先がどのような業務をするために、どのような情報を管理するのか明確にする必要がある。
- ✓ 教育データが役に立つこと自体は間違いないのだから、どこまでであれば教育目的と言えるのか、特に公教育データの一次利用部分について、線引きをなるべく明確にすべき。
- ✓ 公教育データの一次利用と二次利用の切り分けを議論していくことが必要。
- ✓ 個人活用データの安心・安全な管理・活用が、議論の中で抜けており、視野に入れるべき。
- ✓ 例えば医療データなどは、医師と患者、病院におけるデータの取扱いなど、教育分野との類似点も見られるところ、他分野の状況を参考にしてはどうか。

留意事項の整理とユースケースの関係について

- ✓ ユースケースごとに目的や関わる関係者等も異なってくるため、この議論はユースケースに基づいて行うということが不可欠。
- ✓ 教育データの利活用について、学校・教員委員会が参照できる全国的な基準をつくったほうが良い一方で、ユースケースごとに個別具体的に検討することも必要であるため、その双方のバランスを取ることが重要。
- ✓ 教育データの利活用の 5 番目の原則である「スモールスタート・逐次改善」が非常に重要。ユースケースの整理はルールをつくる上で重要。
- ✓ 一方、教育現場の創意工夫に基づく多様なデータ活用方法を阻害しないようなルール作りが必要。

- ✓ 教育データのユースケースとして、プッシュ型支援等だけではなく、学習におけるフィードバックの改善や、新たな知見の創出など幅広いものがあるため、矮小化せずに議論すべき。

【留意事項の整理に向けて】

- 例えば以下のような観点を含んだ内容について、学校や教育委員会が参考とする留意事項として整理したらどうか。

1. 留意事項の整理イメージ

- ✓ 教育データ利活用推進の観点から、教育データ利活用にあたって留意すべき点を記載する。
- ✓ 令和5年度春頃に施行予定の改正個人情報保護法を見据えた学校教育分野における個人情報保護法に関連する留意点を中心に記載することを想定するが、例えば、進学や就職の際に本人が不利益を被らないようにするための教育データの利活用の在り方など、一部、個人情報保護法の範疇を超えた課題についても対象とすることを視野に入れる。
- ✓ 改正個人情報保護法の施行を見据えて検討する留意事項の整理は、一度で完成とするのではなく、新たな論点が生じることを想定して、定期的に更新していくものとする。

2. 対象とする学校段階

- ✓ GIGA スクール構想等、近年の初等中等教育機関において、急速に情報化（ICT化）が進展している状況を踏まえ、当面は初等中等教育段階を対象とする。

3. 対象とする論点

- ✓ 前回資料（次ページ参照）に記載された論点等、教育のデジタル化に伴い生じる論点を中心としたものとする。
- ✓ 学校等における情報を福祉部局や保健部局と連携させるといった、同一地方公共団体内の複数分野の情報連携の際の個人情報等の取扱いについては、個人情報保護委員会、デジタル庁その他関係機関と連携しながら検討を行う必要があるため、本検討の対象とはしない。

4. 留意事項の整理の構成イメージ

- ✓ 令和5年度春頃の令和3年度改正個人情報保護法の施行を見据えた、個人情報やプライバシーの保護等の留意点について、ポイントごとに記載する。
- ✓ 学校等において、実際に課題となりそうな個人情報やプライバシーの保護その他の論点について、Q&A方式で解説する。

以上

【参考：前回資料（教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた論点）】

- デジタルデータの活用により、データの複製等が容易になっていく中、「教育データの安全・安心の確保」は不可欠な要素。

※「教育データ」とは、①児童生徒（学習者）に関するデータ、②教師の指導・支援等に関するデータ、③学校・学校設置者（地方自治体等）に関するデータを指し、定量的データだけでなく、定性的データも対象とする（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）。

なお、個人等を特定できない情報も含む。

【参考】教育データの利活用の原則（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）

- （1）教育・学習は技術に優先する。
- （2）最新・汎用的な技術の活用
- （3）持続可能性の確保（働き方改革への寄与等）

（4）教育データの安全・安心の確保

- 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ利活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に利活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
- 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要がある。

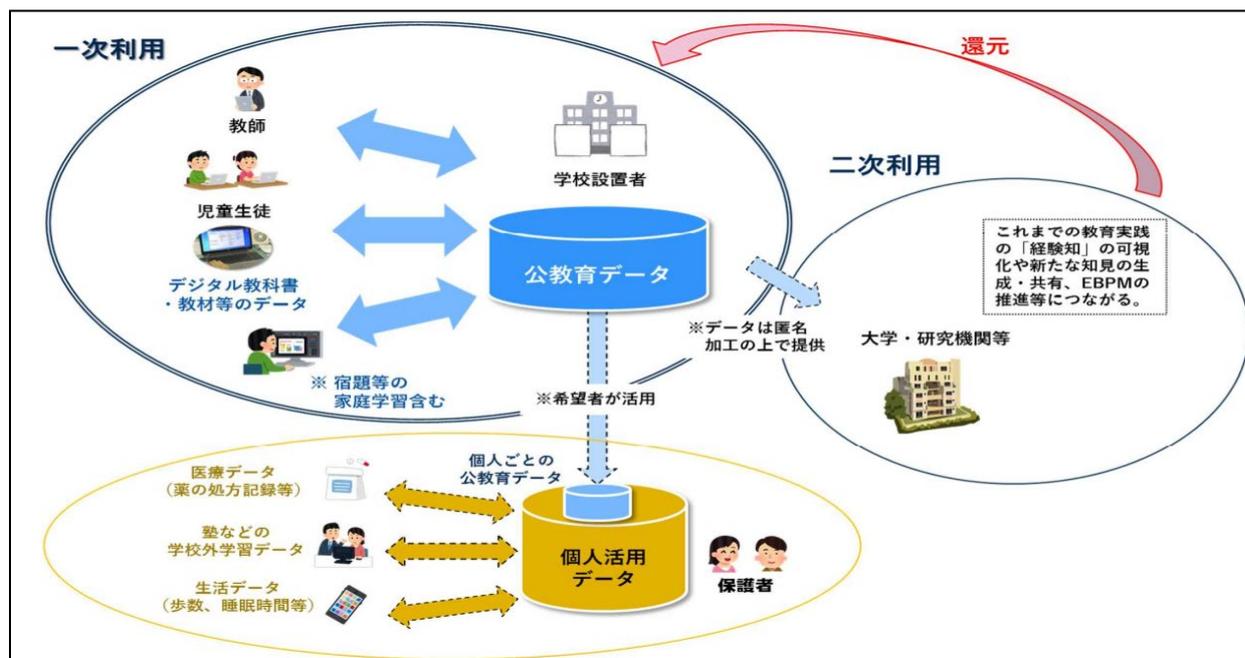
（5）スモールスタート・逐次改善

- 一方、教育データの利活用にあたって、以下のような心配の声も上がっている。今後、公教育データを安全・安心に利活用するために不可欠な、整理すべき留意事項としてどのようなものが考えられるか。

- ✓ そもそも何のために教育データを利活用しようとしているのか。
- ✓ セキュリティの確保等、データは安全に管理されているのか。
- ✓ 在学時のデータは、卒業後もずっと残ってしまうのか。
- ✓ 子供の教育データが、見ず知らずのうちに勝手に利活用されることがあるのではないか。
- ✓ 様々な場面（例：就職や入試など）において、本人の望まない形で、データが流通・利用されてしまうのではないか。

など

- 安全・安心の確保に向けた留意事項の整理等にあたっては、多岐にわたる複雑な論点があるため、「公教育データの一次利用」、「公教育データの二次利用」、「個人活用データ」の3つの場面から、想定される個人情報やプライバシーの保護その他に係る論点を整理していくことが必要ではないか。



- 今後、様々な場面ごとの具体的な論点の洗い出しを行い、検討を深めるべき点について精査し、議論を深めていくことが必要。

以上